上杉神社所蔵の明朝冠服の補子について―飛魚か斗牛か―

Is a Ming dynasty rank badge of Uesugi Shrine "Feiyu 飛魚" or "Douniju 斗牛"?

佐藤琴 SATO. Koto

キーワード:明、冠服、補子、飛魚、斗牛、龍文様

Key words: Ming dynasty, Crown clothing, Mandarin rank badge, Feiyu 飛魚, Douniju 斗牛, Dragon design

はじめに

平成30 (2018) 年10月31日、上杉神社が所蔵する明国箚付と明の冠服が国の重要文化財に指定された。これらのうち、冠服は上杉神社が所蔵する他の服飾類とともに昭和30 (1955) 年に重要文化財の指定を受けていた。しかし、日明間の外交史と箚付等の研究が近年各段に進展したことにより、本資料群が文禄5 (1596) 年に明の使者から贈られたものであり、同時に受け取った他の大名たちのところには伝存しておらず、箚付と冠服が一具として極めて良好な状態で保存されていたことが明らかになった。このため、冠服と箚付は歴史資料として改めて重要文化財の指定を受けた。

本資料の重要文化財の指定書に記された内 訳は以下のとおりである 1 。

一、紗帽展角付 一頂

一、犀角带 一条

一、大紅刻糸胸背斗牛円領 一領

一、緑貼裏 一領

一、靴 一双

本稿は「大紅刻糸胸背斗牛円領一領」(図1)の「胸背斗牛」に着目する(図2)。名称のとおり、本資料は赤い丸首の上着であり、胸のところに絹綴の四角い別布が取り付けられている。それが胸背である。指定書では胸背に表わされているのは「斗牛」とされている。しかし、この胸背はこれまでの研究においては諸説あったが「飛魚」であると結論付けられてきた。

筆者は重要文化財指定直後の平成30(2018) 年11月2日にこれらの冠服の実見調査の機会 に恵まれた。その際も胸背に表わされている のは「飛魚」であることを確認した。ではな ぜ重要文化財の指定書において「斗牛」とさ れてしまったのか。その理由は、想像上の生 物である「斗牛」と「飛魚」がいかなる経緯 で生まれ、図案としてどのように用いられて いたのかが研究者間で共有されていなかった ことにある。本稿は、「斗牛」と「飛魚」の明 代における使用状況を検討し、実見調査で得 た成果とともに、この胸背が「飛魚」であることを論証する。なお、先行研究において「胸背」は「補子」と表記されてきたことを踏まえて、本稿においても以下「補子」と表記する。

1. 研究史の振り返りとそこから浮かび上がる問題

前項で記述したとおり、この補子の図柄については諸説あった。

この点について、初めて服飾・染織史の観点から考察を加えたのが河上繁樹氏²である。平成8(1996)年に京都国立博物館の調査によって、京都妙法院所蔵の冠服が再発見され、明が豊臣秀吉を日本国王に冊封した際に贈ったものであることに注目が集まった。本資料の詳細な調査および検討が行われ、その成果は特別展覧会「妙法院と三十三間堂」(1999年)において公開された。本展の開催によって、上杉神社が所蔵する上杉景勝が受領した冠服は、服・冠・帯・靴が揃い、しかも保存状態が極めて良い、唯一無二の資料であることがわかった。

また、妙法院所蔵の冠服類には斗牛服、飛 魚服と呼ばれる、上杉神社が所蔵する常服と は異なる種類のものも伝存していた。形状は 上杉神社に伝来する常服と似ているが、首回 りから胸・背にかけて柿蔕のような枠を設け て文様を表し、肩から袖口、膝の周辺にも同 様に装飾されているものである。伝存する5 点のうち、飛魚と斗牛が表わされたものが、 各1点ある。

これらの解説において河上氏は、飛魚と斗 牛および蟒は特別に下賜された服の文様であ り、文武官が擅用(勝手に使う)することが 禁じられていた(『大明会典』巻60区嘉靖16 (1535) 年)ことを報告している。

そして、飛魚は「飛魚身圓、長丈余、羽重沓、翼如胡蝉」(『太平御覧』巻939にひかれた『林邑国記』)との記述があることから、特徴として翼翅をもつことを指摘している。作例としては明代の飛魚服を仕立て直した祇園祭黒主山前掛(図3)をあげ、飛魚は龍のような顔や体であるが、背に翼翅があり、魚の鰭のような後ろ脚をもち、尾も魚尾形で表されていると説明している。

一方、斗牛は「斗牛如龍而觩角」(『名義考』) と記されており、龍に似た姿で觩角(曲がった角)をもつことが特徴である。これらに基づき、河上氏は上杉神社所蔵の常服の補子について、以下の特徴を指摘している。

- ・角が曲がっている(斗牛の特徴)
- ・背に翼翅がある(飛魚の特徴※翼翅は鳥由来と蝙蝠由来の二種がある)
- ・補子の下部に浪がある
- ・後足がない (飛魚は鰭一対がある)
- ・尾が魚尾形 (飛魚の特徴)

そして、斗牛の特徴も有しているが、この 補子は飛魚であると結論づけている。これを 受け、新宮学氏は、上杉神社蔵の箚付と冠服 類の位置づけについて言及した論において斗 牛としていた見解を次稿において飛魚である と訂正した³。

ところが、日本国内に伝存する3点の箚付の紙質について詳細な調査を行った須田牧子氏はこの補子を斗牛と判断した⁴。その根拠として「翼翅はないようであるから」、「角が曲がっている。角の下とあごの下に見えるのは翼ではなく雲ではなかろうか」と述べている。

その見解が採用されたためか、平成30 (2018) 年の重要文化財の指定にあたっては前述のとおり名称には斗牛と記載されている。この補子の図柄について論点は、飛魚の最大の要件である翼翅を河上氏はあるといい、須田氏はないと述べることにある。

筆者は平成30 (2018) 年11月2日に上杉神 社稽照殿において冠服を実見調査した。そこ で補子についても詳細に観察した結果、翼翅 はあると判断した。その判断の根拠について は後述する。その前に、手がかりとなる文献 も現存する実物資料も極めて少ないが、斗牛 と飛魚とは何か、という点について掘り下げ てみたい。

2 斗牛と飛魚

龍文様の服は古くから用いられてきたが、 宋代から皇帝専用とされ、その龍の姿が枝角 と5本爪を有するとされたのは南宋であると いう5。同時に臣下たちが身につける服にも 規制がなされた。河上氏の論によれば、文武 官が朝廷にあがる時の平服である常服は、洪 武3 (1370) 年には烏紗帽、円領衫、佩帯を 使用することを定められ、洪武26 (1393) 年 には爵位・官職・品級を表すための徽章も定 められた。この徽章は公・侯・射馬・伯と武 官が獣類、文官が鳥類とされた6。では、こ の規定にない、斗牛と飛魚はどのような経緯 で用いられるようになったのだろうか。

河上氏によれば、明代初期には龍と同じ姿で爪が1本少ないものが蠎として広く使用を許されていたという。やがて高官や功績のあった官吏、凱旋将軍たちに蟒衣が下賜され、それが定例化していくが、その一方で臣下たちが勝手に蟒衣を製作して使用するようにも

なった。

この状況に対して明朝はたびたび禁令を出した。その禁令において蟒だけでなく飛魚と斗牛も規制されていたことを新宮氏が紹介している。正統12(1447)年、蟒・飛魚・斗牛の文様を勝手に刺繍することを禁止し、制作した工人は首切り、着用した者も重い刑罰を与える7というものである。この禁令により、飛魚と斗牛は特別な許可を受けた者だけが用いられる文様であったことと、にもかかわらず、無断で使用する人びとが後を絶たなかったことがわかる。

また、新宮氏は同論において正徳13 (1518) 年に武宗正徳皇帝が北京を抜け出して戻って きた時に、一品官は斗牛、二品官は飛魚、三 品官は蟒、四・五品官は麒麟で出迎えるよう 指示したエピソードを紹介している。このこ とから新宮氏は、広く普及した蟒衣や規定に 即した麒麟などよりも、後述するように後か ら考案された斗牛や飛魚の文様がまだ希少価 値であったために上位に置かれたことを指摘 している。本論で扱う斗牛と飛魚は、皇帝が 特別に下賜する服の文様のうちでも上位のも のとして認識されていたのである。

以上のことを踏まえて、まず、斗牛について見ていこう。斗牛はその名のとおり、牛に似た曲がった角が特徴であるとされる。だが、龍の図柄のバリエーションでありながら、なぜ名称が斗牛なのか。この点については杉本たく哉氏が解説している⁸(図4)。

そもそも斗牛は「斗宿」と「牛宿」という 星座の間のことで北東の空を指す。三国の呉 の時代に「斗宿」と「牛宿」にオーロラが出 現した。これは世に宝剣が出たことを知らせ るものであったという。また、中国において 宝剣は龍と結びついている。「持つ人に出世や幸福をもたらす宝剣。それは龍の化身であり、そのエネルギーは剣からほとばしり出て、天の斗牛の間で輝く」とされた。これによって、斗牛は宝剣や紫気(オーロラ)を象徴する言葉として詩文に多用されることとなった。 渋沢栄一が好んだ「題青泥市寺壁詩」(宋・岳飛)では「雄気堂々、斗牛を貫く」とあり、気力が充実した証として斗牛の語が使われている。そこから、斗牛は元の意味を離れて龍の身体をした瑞獣となった。しかし、「牛のような名前を持つ龍」という矛盾も同時に生じたため、曲がった牛の角を持つことが特徴となったという。 瑞獣としての斗牛の確立は明代である。

そして、斗牛は建築装飾にも用いられている。中国の宮殿や寺院などの建築には、屋根の上の四隅に龍、鳳凰、獅子などの小像を並べる。これらは建物を火事や悪鬼から守るために設置された装飾であり、「走獣」などと呼ばれている⁹。建物によって1体、3体、5体、7体など並べる数が異なっており、北京の紫禁城太和殿は現存最大の9体が並べられている(図5)。その9体目に鎮座するのが斗牛である。この斗牛は服飾に用いられるものとは異なり、体表は鱗で覆われているが、短い一角で四肢があり、前脚には蹄が表わされている(図6)。オーロラから始まった斗牛は、再び天に近いところに掲げられることとなった。

一方の飛魚は、いくら文献を博捜しても、 このようなエピソードが出てこない。しかし、 斗牛が含まれている、紫禁城太和殿の走獣の なかに飛魚が存在していることを指摘してい る研究がある。走獣は中国においても諸説あ り、名称の統一がなされていない。松本民雄 氏はそれらの比定を行い¹⁰、9体の内訳を① 龍②凰③獅子④海馬⑤天馬⑥(飛魚)⑦狻猊 ⑧獬豸⑨斗牛とした。ここで⑥(飛魚)が登 場してくる(図7)。

松本氏によると、⑥は麒麟や狻猊とする説 もあるとのことだが、全身が鱗に覆われ、尾 鰭や背鰭、胸鰭もあるため、それらの説は退 ける。また、狎魚、牙魚、押魚などの魚類を 思わせるさまざまな呼称もある。だが、これ らの典拠を説明する文献はない。一方、宋の 『造営方式』の走獣の説明には「行龍、飛鳳、 天馬、海馬、飛魚、牙魚、狻猊、獬豸」11と あり、後述するが、飛魚は『山海経』などに も説明があることから、松本氏は消去法的に ⑥を(飛魚)としている。だが、筆者は、羽 根はないが、鳥の脚を持っていることも、飛 魚であることの要件に加えるべきだと考え る。また、『造営方式』の記述から、斗牛より も前に、飛魚は建築装飾に用いられていたこ ともわかった。

さて、中国における実在と空想の生物を調べる際に参照される『山海経』に、飛魚は「又東十里日騩山、其上有美棗其隂有、㻬琈之玉正回之水出焉、其上過之水出焉、而北流注于河。其中多飛魚、其狀如豚而赤文、服之不雷、可以禦兵」(中山経五)と記されている。清代の百科事典である『古今図書集成』には、『山海経』の記述とおり、蝙蝠のような翼のある豚の顔をした魚として描かれている(図8)。しかし、現存する飛魚服や走獣の例を見ると、『山海経』に記された飛魚が、服飾や建築の装飾に用いられた飛魚につながるとはとうてい考えられない。それでは装飾に用いられてきた飛魚とはいったい何か。

ここで宋代の文献の記述に着目したい。既に宮崎市定氏が龍の装飾が宋代から皇帝の占有とされた経緯について述べている論文中にも引用されているものである¹²。

「(景祐) 三年<中略>純金器若經賜者、聽用之。凡命婦許以金為首飾、及為小兒鈐鋜‧釵 쭇‧釧纏‧珥環之屬、仍毋得為牙魚‧飛魚‧ 奇巧飛動若龍形者」(『宋史』巻153士庶人服)

宮崎氏は「禁令は先ず最も具象的な立體工芸品から始まったのであるが、それがやがて平面的な紋様にも推し及ぼされていく」と述べている。また、この記述から装飾図案として「奇巧飛動」する龍のような形状のものが用いられており、それらが「牙魚」「飛魚」などと呼ばれていたことがわかる。

飛魚は斗牛よりも早く、宋代にはさまざま な装飾に用いられるモチーフとして確立して いた。しかし、これほどまでに瑞獣の由来と なる記述が見つからないということは、造形 上の必要から生まれたものに飛魚という名称 が与えられたからではないだろうか。そう考 えれば、走獣における名称の不統一も首肯で きる。飛魚という特定の想像上の生物が人々 のなかで確立していて、それを表現したので はなく、龍であって龍でない図案として人々 の求めに応じてつくられ、龍ではないことを 示すために、飛魚、つまり、翼翅や魚尾など の、龍以外の要素を強調して成立した図案 だったのだ。瑞獣としての由来が明確ではな かったため、走獣について記述する際も名称 にぶれが生じたのだろう。

3. 上杉神社所蔵の常服の補子は「斗牛」か 「飛魚」か

上述のことから斗牛と飛魚を見分ける要点

は、やはり河上氏が指摘しているとおり、以 下の二点である。

- ・翼翅がある (鳥もしくは蝙蝠の特徴)
- ・ 魚尾、鰭などがある (魚の特徴)

それを踏まえて、現在、飛魚とされている 実物資料を見てみよう。

明代の飛魚の補子がボストン美術館に所蔵されている(図9)。角には枝角があり、爪は4本の龍に似た姿でありながら後ろ足は2枚の鰭で、尾は魚尾形をしている。そして、顔の両脇に鳥の羽根に似た翼がある。背景は上部が雲、下部が波濤であり、正しく飛魚の要件を全て備えている。

それと比較して上杉神社所蔵の補子は、角に枝角がなく曲がっており、後ろ足が波に隠れているため、飛魚の要件を満たしていないように見える。しかし、魚尾形の尾は波から飛び出ているうえに、翼翅は表されている。

角の周辺にある緑色の房が重なったような描写が鬣であることは明らかであろう。それとは別に右脚の下と左脚の上にたなびく雲のような煙のような描写がある。須田氏はこれを雲とした。しかし、背景に表わされている雲とはまるで異なる。雲は緩やかに波うった形状で青色、丹色、赤色、紫色、緑色を横縞のように重ねて表されている。そして雲の先端は白色で渦の状である。一方、体側から伸びているものはゆるやかに波打ちながらも先端がすぼまっている。そして、左脚の上にあるものは上が丹色、下が緑色で表されている。ものは、上が紫色、下が緑色で表されている。これは「紺丹緑紫」と呼ばれる、古代から用いられている配色法である。

奈良時代に中国から伝えられた彩色法である「暈繝彩色」とは、濃淡のある同系色を段

階的に配置することによって暈しの効果を生み出すものである¹³。この暈繝彩色を構成する色が「紺丹緑紫」である。「青(群青)と橙(丹)」・「緑(緑青)と赤(朱)」の組み合わせであり、8世紀の中国において登場したと考えられている。

この補子の翼翅らしきものは左が「紺丹」 右が「緑紫」で表されている。これは意図的 な色の組み合わせと見るべきである。した がって、この補子に表わされている生物は角 が曲がっているが翼翅を有していることから 飛魚であると結論づける。

次に本補子の図柄が斗牛の特徴である曲がった角を有している点について考察したい。冒頭で述べたとおり、重要文化財の指定名称には斗牛が採用された。その理由は二つある。まず一つは、本補子の翼翅が翼翅だと認識されなかったこと、もう一つは斗牛の特徴である曲がった角が表わされていることである。

一点目については上述したとおり、「紺丹緑紫」の彩色法とその形状から本補子は翼翅を表現していることは明らかである。ではなぜ本補子に斗牛の特徴である曲がった角も表されているのだろうか。飛魚を表したいのであれば、斗牛の特徴である曲がった角を描くことは混乱を生むだけのように思われる。実際、現存する明代の飛魚服や補子には曲がった角は表されていない(図3、図9)。だが、現在において斗牛とされている明代の服や補子を見ていくと曲がった角を持ちながら、尾が魚尾形をしているものがあることに気づく。

図10は『中華歴代服飾芸術』(1999年) に斗 牛として掲載されている補子である。本書に は他にも斗牛補子、斗牛服および斗牛補子を 身につけている人物の肖像画が掲載されている。これらを詳しく見てみると、描かれた図案には尾は魚尾形と龍尾形のものが混在している。本書の解説には斗牛は牛角を持つと記述されており、その他の要件については述べられていない。ただ、本書から察せられるのは、現代においては魚尾形・龍尾形に関係なく、角が曲がってさえいれば斗牛と分類するということである。つまり、現代において、尾は斗牛の要件としてはさほど重要ではないと認識されている。では、明代においては、斗牛を斗牛として認識する要件はどうだったのだろうか。

前述のとおり、明代では皇帝が龍柄を独占しようとしたにもかかわらず、人々が龍に似た文様を勝手に使用することが後をたたなかった。しかも、河上氏・新宮氏が紹介したエピソードによれば、嘉靖16(1537)年、欽賜された飛魚服を身につけた二品官に対して、世宗嘉靖帝は「何故二品官が蟒衣を着ている?」と怒ったことがあった¹⁴。そして、皇帝に対して臣下は欽賜の飛魚服であると進言するが、嘉靖帝は「飛魚何組兩角、其嚴禁之」と述べたという。

この「両角」とは、龍の特徴である、左右の角がそれぞれ二股に分かれていることである¹⁵。蟒はもともと大蛇のことで、角や足はなかった¹⁶。しかし、前述したとおり、明朝初期に特別に許された者だけが使用でき、明朝中期には人々が勝手に用いた蟒衣は四爪である以外は龍と同じ姿であった。

その状況下での「飛魚何組兩角、其嚴禁之」 発言は、嘉靖帝にとっての飛魚とは枝角がないものであったことを示している。一方、臣 下たちや製作者である官営工房において、飛 無に枝角があることに違和感はなかったのだろう。何故、皇帝と臣下にこのような認識の 差が生じたのだろうか。

そもそも両角ではない、枝角がない角とはいかなるものか。現存する龍・蟒・斗牛・飛魚の服飾での図柄を見ていくと、角は両角と 献角(曲がった角)の二種類しかない。嘉靖 帝にとっての飛魚とは曲がった角を持っているもの、つまり、本補子のような図柄であった可能性が高い。

また、宮崎氏によれば、皇帝が用いる龍の 要件は二角五爪であるが、五爪よりも二角の ほうに重きが置かれていたという17。金代の 礼制についてまとめた『大金集禮』巻30臣庶 車服に大定(1161-1189)の禁令として「また、 私家にて純黄の帳幕を用いて陳設するを禁 ず。若し曾て鑾輿、服御の車輿、日月・雲肩・ 龍文の黄服、五筒鞘眼の鞍を盲賜するを經し ものは、皆須く更改すべし。(謂うは、龍なら ば一角を去り、鞍ならば一眼を填するの類な り)。卽し服用物上に、獣の龍形に似たる者 を造り、及び緒の用物上に龍文ありて存留す ることは、並びに禁斷せよ。」とあることを とりあげ、この頃、皇帝が二角の龍文様を用 いていたこと、たとえ御賜のものであっても、 龍は一角を去って用いなければならないとさ れていたことを、宮崎氏は紹介している。

この禁令がどこまで守られたか定かではないが、龍のような図柄を用いる場合、枝分かれしていない角を表現する必要が生じたとはいえるだろう。また、南宋の羅願『爾雅翼』巻28には龍の身体的特徴について述べたくだりで「頭は駝、胴は蛇、腹は蛟」など実在の動物が列記されている。角は鹿とされており、龍が枝角を持つことは必然であったことがわ

かる。そして、人間にとって枝角のない角をもつ身近な動物といえば牛しかいない。鹿角の代わりに牛角をもつ龍の文様はこのような 経緯で生まれたのではないだろうか。

杉原氏は気力充実した証として詩文などに用いられるようになった「斗牛」という言葉が、幸福をもたらす龍身の瑞獣に変化したと説明しているが、さすがに強引な変身であり、「ネーミングと実体のズレを解消するために用いられたのが「角」」だとも述べた18。しかし、この経緯が逆であるととらえると、話は強引ではなくなる。つまり、龍とほぼ同様の図柄でありながら、牛角にすることで龍ではないとして用いられた図柄が牛つながりで斗牛と呼ばれるようになったため、斗牛は龍身の瑞獣になった。この展開の方が自然ではないだろうか。蟒・飛魚・斗牛のうち斗牛がもっとも最後に登場してきたこともその裏付けとなるだろう。

そして曲がった角は斗牛の要件となる前 に、二角を避けるために表わされるように なっていたとしたら、飛魚に用いられたとし ても問題はない。おそらく飛魚が図柄として 用いられるようになった頃には、「翼翅がある (鳥もしくは蝙蝠の特徴)」「魚尾、鰭などがあ る (魚の特徴) 「二角ではない」の三点が飛 魚の要件であった。しかし、斗牛が図柄とし て普及してくると曲がった角は斗牛を決定づ けるものとなり、飛魚では用いられなくなっ ていった。嘉靖帝のエピソードはその過渡期 の状況を物語っているのであろう。そして、 斗牛とされている作例に魚尾形と龍尾形の双 方があるのは、斗牛の要件として尾の形が決 まっていたのではなく、龍ではないことを強 調する要素として、魚尾形にするという選択 肢もあったからだろう。

最後に、本補子が明朝後期に作られたにも かかわらず、曲がった角で表されていること を検討したい。上杉神社所蔵の常服の補子は 体幹部の身体の折り曲げ方が不自然で、身体 がつながっていない。一方、他の作例は、妙 法院伝来品は言うまでもなく、琉球に渡った 袋中上人が慶長10(1605)年に帰国する際に 尚寧王から拝領した絹綴の服を仕立て直した 祇園祭黒主山前掛19など、かなり上位の人物 の関与が推定されるもので、金糸などが用い られ、制作技術は大変高く、図柄も洗練され ている。それらと比較すると、上杉神社所蔵 の常服補子はさほど高位ではない人物が用い た普段着であり、おそらく民間工房で制作さ れたものと推測される。図3や図9のように 飛魚が二角で表されるようになってもなお、 古い見本に基づいて民間工房において飛魚と して製作されていたのだろう。また、これら をもたらした明朝の冊封使が当初用意してき たのは30セットあまりで、足りない分は冊封 使の普段着で間に合わせたとの新宮氏の指摘20 もあり、それが裏付けられる。

おわりに

本稿は上杉神社所蔵冠服の実見調査にもとづき、平成30 (2018) 年の重要文化財指定時の名称において斗牛とされた補子は飛魚であることを明らかにした。飛魚と判断した根拠は翼翅の彩色に「紺丹緑紫」が用いられていることである。これにより、対の翼翅であることが表わされている。

また、本補子が斗牛の特徴である曲がった 角も有している点についてである。そもそも、 装飾図案に用いられる想像上の動物は宮崎氏 が指摘するように最初から明確な形状や性格付けをもってつくられるわけではない²¹。オーロラと宝剣から龍に発展した例もあり、製作者や発注者が作り上げた図案に後から由来や名前が付与されることも大いにある。しかも、飛魚と斗牛は龍に似ているが名目上は龍ではない文様である。それぞれの要件を固定化する必要はなく、摘発されたら角が曲がっているから斗牛だ、魚尾だから飛魚だ、などと強弁できれば良かったのだ。それでも、本補子は飛魚としての特徴が多いため、製作者・着用者ともに飛魚として用いていたのである。

また、ここまでの検討から、上杉景勝に授けられた常服は冊封使の普段着であった可能性が高い。明らかに明代の制作とわかる普段着が大変良い保存状態で残されている点でも本資料群は比類なき価値をもつものと言えるだろう。

本稿はJSPS科研費18K00986「壬辰戦争期、 明朝から日本に贈られた箚付・冠服類の総合 的研究」の成果です。

註

- 1 文化庁文化財部『月刊文化財』657号 35~36頁、2018年6月号
- 2 河上繁樹「豊臣秀吉の日本国王冊封に関する冠服について-妙法院伝来の明代官服-」京都国立博物館編『学叢』20号、1998年河上繁樹「爾を封じて日本国王と為す-明皇帝より豊臣秀吉に頒賜された冠服-」京都国立博物館編『妙法院と三十三間堂』日本経済新聞社、1999年
- 3 新宮学「十六世紀末の日本と中国・朝鮮と の講和交渉 - 米沢上杉神社所蔵の明朝冠服 を手がかりに」『西村山地域史の研究』18号、 2000年

新宮学「明朝による豊臣秀吉の日本国王冊 封の顛末 - 上杉神社所蔵の「兵部箚」と冠 服を手がかりにして - 」『國士館東洋史学』 7・8・9合併号、2016年

- 4 須田牧子「原本調査から見る豊臣秀吉の冊 封と陪臣への授職」黒崎敏・屋良健一郎『琉 球史学の船出』勉誠出版、2017年
- 5 宮崎市定「二角五爪龍について」『石田博士 頒寿記念東洋史論叢』石田博士古希記念事 業會、1965年 のちに『宮崎市定全集』17 巻 岩波書店、1993年
- 6 河上前掲論文
- 7 新宮前掲論文
- 8 杉原たく哉「連載 中華図像遊覧(6)斗 牛―屋根に坐るオーロラ」『月刊しにか』78 号、1996年 のちに杉原たく哉『中華図像 遊覧』大修館書店、2000年
- 9 『建築大辞典』彰国社、1993年
- 10 松本民雄「北京・紫禁城・屋頂の動物造形 について - その歴史的意義と伝説 - 」東海 大学国際文化学部紀要8号、2015年
- 11 竹島卓一『営造方式の研究』第3巻 中央 公論美術出版、1997年
- 12 宮崎前掲論文

- 13 北嶋秀子「暈繝彩色に関する考察」『日本色 彩学会誌』第39巻第6号 2015年
- 14 河上前揭論文、新宮前揭論文
- 15 宮崎前掲論文
- 16 新宮前掲論文
- 17 新宮前掲論文
- 18 杉原前掲論文
- 19 河上前掲論文
- 20 新宮前掲論文
- 21 宮崎前掲論文

転載元

- 図1、2 『開館15周年記念 米沢中納言 上杉 景勝』米沢市上杉博物館、2016年
- 図3 梶谷宣子・吉田孝次郎 著『祇園祭 山鉾懸装品調査報告書 渡来染織品 の部』祇園祭山鉾連合会、1992年
- 図4、8 故宮東呉数位 古今図書集成 http://192.83.187.228/gjtsnet/index. htm

(2021年2月16日参照)

- 図6、7 『中国建築参考図集』
- 図9 ボストン美術館HP当該資料ページ https://collections.mfa.org/ objects/334448/court-insignia-badgebuzi

(2021年2月16日参照)

図10 黄能馥·陳娟娟『中華歴代服飾芸術』 中国旅游出版社、1999年

謝辞

本稿の執筆にあたり、上杉神社より資料調査につきまして格別のご配慮を賜りました。 また、大乗寺順子氏、角谷由美子氏より多大なるご協力を得ました。末筆ながらここに記して厚く御礼を申し上げます。



図1 大紅刻胸背斗牛円領(大紅胸背飛魚円領) 上杉神社蔵

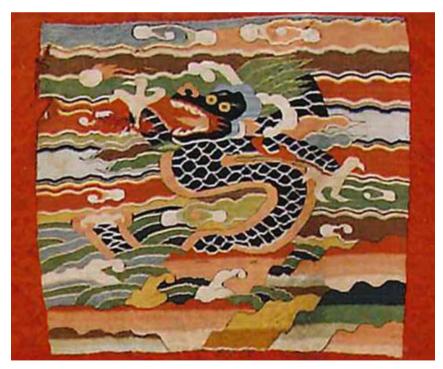


図2 補子(拡大) 33.5×36 cm

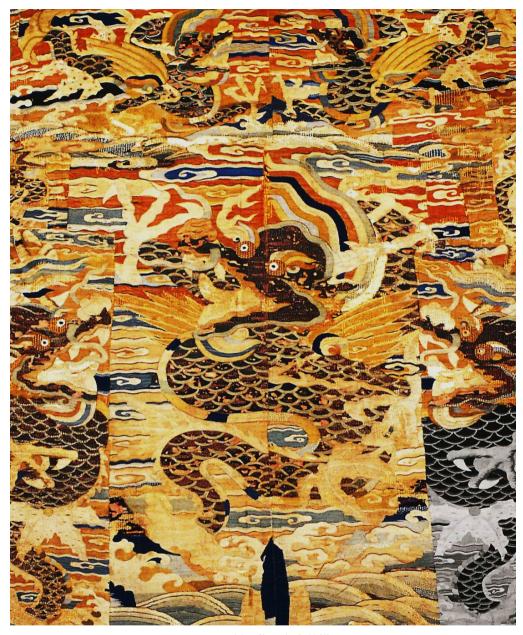


図3 祇園祭黒主山前掛



図4 斗牛(『古今図書集成』)



図5 紫禁城 太和殿 走獣





図6 ⑨斗牛

図7 ⑥ (飛魚)

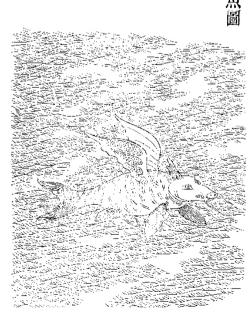


図8 飛魚(『古今図書集成』)



図9 飛魚補子 37.5×41.3 cm 明代 ボストン美術館蔵

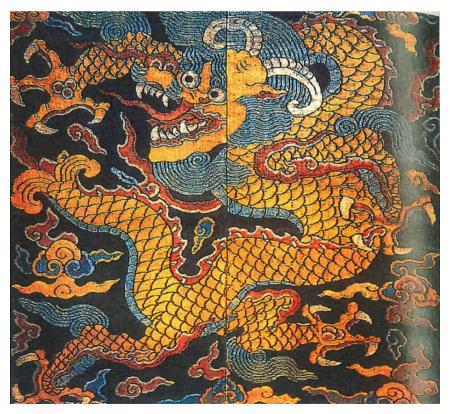


図10 斗牛補子 39×41cm 明代 個人蔵

Is a Ming dynasty rank badge of Uesugi Shrine"Feivu 飛魚" or "Douniju 斗牛"?

SATO, Koto

Key words: Ming dynasty, Crown clothing, Mandarin rank badge, Feiyu 飛魚, Douniju 斗牛, Dragon design

The Ming dynasty clothing was designated as an important cultural property in 1955, along with other clothing items owned by Uesugi Shrine. However, On October 31, 2018, the crown clothing and the Zhafu 箚付 owned by Uesugi Shrine were designated as national important cultural properties, due to the recent progress in research on the history of diplomacy between Japan and the Ming dynasty. This paper focuses on "Rank badge of Douniu 斗牛" of this crown clothing. This is a red round neck garment, and a silk-bound square is attached to the chest. A cloth is attached, which is the back of the chest. In the designation, the back of the chest is referred to as "Rank badge of Douniju 斗牛". However, this back of the chest is "Feiyu 飛魚" in previous studies. In 2018, I was blessed with the opportunity to conduct a field survey of these crowns. At that time, I confirmed that it was a "Feiyu 飛魚" that was shown on the back of my chest. This paper describes how "Douniu 斗牛" and "Feiyu 飛魚" have been used for purposes other than clothing, and after clarifying the characteristics of each, From the results obtained in the field survey, I will prove that this rank badge is a "Feiyu 飛魚".